

# インドネシアにおける知的財産分野の 損害賠償請求訴訟

山 本 芳 栄\*

**抄 録** 本稿では、インドネシアではまだ数少ない知的財産分野の損害賠償請求訴訟の中で、おそらく初めて裁判所が原告側の訴えを認めた事例について報告する。インドネシアは2000年以降積極的に知的財産分野の法律改正を行ってきた結果、従来、知的財産の権利行使は刑事告発によって侵害行為を停止させるのが関の山であったのに対して、損害賠償請求という選択も可能であることが明文化された。本事例は、アニメの著作権専用使用権者が著作権者と他の使用者を相手取って損害賠償を請求したもので、中央ジャカルタ商務裁判所は2004年3月原告側の訴えを認める判決を下した。

## 目 次

1. インドネシアにおける知的財産関連法の整備状況
2. 知的財産分野の損害賠償請求訴訟事件の例
3. 著作権専用使用権に基づいた損害賠償請求
  3. 1 事件の概要
  3. 2 原告側の主張
  3. 3 原告が提出した主な証拠
  3. 4 被告1及び被告2の反論
  3. 5 被告3の主張
  3. 6 商務裁判所の判断
4. むすび

## 1. インドネシアにおける知的財産関連法の整備状況

2000年以降、インドネシアは知的財産分野の法整備を積極的に行ってきた。2000年12月に、意匠法、集積回路配置保護法、営業秘密法が新たに施行されたのに続いて、特許法、商標法が2001年8月に改正され、著作権法が2002年7月に改正された。その結果、インドネシアの知的財産制度はTRIPS協定に定められた水準を概ね満たすものとなってきた。例えば、著作権法はコンピュータプログラムやデータベース等の

電子媒体に記録されたものも保護するほか、著作物の貸与権、著作隣接権も認めるように改正された。商標法は商品に使用される商標以外にサービスマークや地理的表示も保護するほか、他人の著名商標と類似する商標を登録しないとの規定が追加された。また、すべての分野で権利行使に関する規定が強化されて、侵害者に対する罰則が最高7年の懲役又は最高50億ルピアの罰金に引き上げられたほか、裁判所に対する仮処分の申請が可能になった。

これらの改正の一環として、知的財産分野の民事訴訟を商務裁判所で専門的に審理させ、かつそれらの訴訟は商標権の拒絶や登録に対する不服を申し立てるだけでなく、侵害者に対する損害賠償請求をも可能とすることが明文化された。このように損害賠償請求訴訟を専門化した裁判所で審理させることは、知的所有権の権利行使を円滑に実現させるための環境整備として評価されるべきであろう。

\* ハキンダ・インターナショナル（インドネシア）  
代表取締役 Yoshie YAMAMOTO

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## 2. 知的財産分野の損害賠償請求訴訟事件の例

中央ジャカルタ商務裁判所は、2001年11月から2003年末までに158件の訴訟を受け付けている。その大部分は登録商標の取消を訴えたものである。インドネシアの商標法では商標審判が拒絶査定不服審判のみ請求することができ、商標登録の無効審判は請求することができない。このような背景から、商務裁判所は実質的に無効審判の代替的役割を果たしており、権利行使手段として活用された例はまだ少ないのである。

そもそも世界最大のイスラム国家であるインドネシアの社会では、豊かな者が貧しい者の過ちを大目に見るのが当然に期待される。これを知的財産に当てはめれば、富者であるところの権利者が、貧者であるところの侵害者の過ち（侵害行為）を許すのが、インドネシアでは人々の常識に合うということになる。これまでインドネシアで知的財産の権利行使と言えば刑事告発を意味し、民事的救済が求められることは稀であったのは、このような精神風土のためではないかと筆者は推察する。

そのような中で、2003年には以下の5件の損害賠償請求訴訟が起こされたことは、インドネシア社会における知的財産の保護意識に変化がもたらされていることを示していると言えよう。

### (1) 事件番号：29/HKI-Merek /2003

原告：PT. Aqua Golden Mississippi  
(インドネシア)

被告：Tau Gwan Hartanto  
(インドネシア)

事件内容：商標権に基づいた  
損害賠償請求

進行状況：2003年6月4日原告敗訴

### (2) 事件番号：30/HKI-Merek /2003

原告：PT. Aqua Golden Mississippi  
(インドネシア)

被告：Harry Le Khong  
(インドネシア)

事件内容：商標権に基づいた  
損害賠償請求

進行状況：2003年7月29日原告敗訴

### (3) 事件番号：79/HKI-Merek /2003

原告：Srilinarti (インドネシア)

被告：PT. Epiderma Indonesia  
(インドネシア)

事件内容：商標権に基づいた  
損害賠償請求

進行状況：2004年1月15日原告敗訴

### (4) 事件番号：81/HKI-HakCipta /2003

原告：PT. Ardy Insani International  
(インドネシア)

被告：PT. Avidex Centra Enterprise  
(インドネシア) 等

事件内容：著作権専用使用権に  
基づいた損害賠償請求

進行状況：2004年3月15日原告勝訴

### (5) 事件番号：83/HKI-Merek /2003

原告：PT. Mariza Rasa Sari Murni  
(インドネシア)

被告：H. R. Muksin (インドネシア)

事件内容：商標権に基づいた  
損害賠償請求

進行状況：2004年2月24日原告敗訴

## 3. 著作権専用使用権に基づいた損害賠償請求

本章では、前章の5件の中で唯一原告側の主張を認めた、(4)著作権専用使用権に基づいた

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

損害賠償請求（事件番号：81/HKI-HakCipta/2003）について、判決内容の詳細を紹介する。本事例は知的財産分野ではおそらく初めて被告側の損害賠償責任を認めたものである。知的財産での損害賠償請求にまだあまり馴染みのないインドネシア社会において、先駆的事例であるとも言える本事例の紹介が、読者諸氏の何らかのお役に立てば、この上ない幸いである。

なお、本文に出てくるインドネシアの通貨ルピアは日本円の80分の1、すなわち80ルピアがほぼ1円に相当する。

### 3. 1 事件の概要

PT. ARDYA INSANI INTERNATIONAL（以下、原告）は、APPLE TREE FILMS（以下、被告3）よりビデオ「The Adventure of Tintin」のインドネシアにおける頒布、複製及び販売を独占的に行う権利を与えられるが、この独占使用権の期間満了前に第三者が同ビデオを複製して乾電池商品の景品として頒布しているのを発見した。2003年10月23日原告はこれらの複製を行ったPT. ADIVEX CENTRA ENTERPRICE（以下、被告1）、頒布を行ったPT. INTER-NATIONAL CHEMICAL INDUSTRY（以下、被告2）並びにこれらの許可を与えた被告3を相手取って、独占使用権が犯されたことによって生じた損害の賠償を請求した（訴訟番号：81/HAK CIPTA/2003/PN. NIAGA. JKT. PST）。これに対して、被告3等は原告との独占使用契約が存在しなかったと反論するが、裁判所は被告の反論を根拠なしと判断し、原告の損害を賠償するように命じる判決を下した。

### 3. 2 原告側の主張

原告は、以下のような主張を行った。

a) 2000年11月1日、原告と被告3はビデオ

ライセンス契約に署名。これにより、ホームビデオ「The Adventure of Tintin」（以下、製品）のインドネシアにおける頒布、複製及び販売を独占的に行う権利が原告に与えられた。契約期間は2000年11月1日から2003年10月31日までであった。

b) しかるに原告はHERO, Carrefour等の店舗で当該製品が景品として電池Alkaline 4個入り包装と同時に販売されているのを発見した。

c) 販売されていた当該製品は被告1によって複製されたものであり、当該製品をAlkaline電池4個入り包装の中に組み込んで販売していたのは被告2であった。

d) 被告1は原告が当該製品の専用実施権者であることを知っており、被告1は被告3を原告を通して知ったのである。

e) 原告は2003年10月6日と2003年10月14日に3被告に対して当該製品の複製、販売行為を停止するように警告状を送った。

f) しかしながら、この警告状に対して3被告は応答しなかった。

g) 被告1及び2が当該製品を複製、販売したために、2003年10月20日より原告の製品は売れなくなった。その結果生じた損害は925,000,000ルピアに利子12.5%/月を加えた金額である。

h) 前記物理的損害以外に、3被告の行為は代理店や消費者から原告に対する評価や信用を傷つけた。そのことによる損害は625,000,000ルピアである。

i) 担保として以下の資産を明渡すことを求める。

1) JL. Pangeran Jayakarta No.113, Jakarta に被告1が所有する土地及び建物。

2) JL. Daan Mogot Km.11, Chenkareng, Jakarta Barataに被告2が所有する土地及び建物。

3) JL. Pangeran Jayakarta No.113, Jakarta

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 原告が提出した主な証拠

番号	証拠書類
PK/TR-1	2000年11月1日付ビデオライセンス契約書
PK/TR-IIa	電池Alkaline 4個入り包装と共に梱包された著作権製品
PK/TR-IIb	電池Alkaline 4個入り包装と共に梱包された著作権製品を購入した際の領収書
PK/TR-IIc	2003年10月19日付日刊コンパス第37頁
PK/TR-IIIa	2003年10月6日付3被告に対する警告状
PK/TR-IIIb	2003年10月14日付3被告に対する警告状
PK/TR-IIIc	2003年10月6日付被告3に対する警告状に対するファクシミリ受領書
PK/TR-IIId	2003年10月6日付被告3に対する警告状のDPEX World Wide発送証
PK/TR-IIIE	2003年10月6日付被告1に対する警告状のJNE発送証
PK/TR-IIIf	2003年10月6日付被告2に対する警告状のJNE発送証
PK/TR-IIIG	2003年10月14日付被告3に対する警告状ファクシミリ発送証
PK/TR-IIIH	2003年10月14日付被告3に対する警告状のDPEX World Wide発送証
PK/TR-IIII	2003年10月14日付被告1に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIIj	2003年10月14日付被告1に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIIk	2003年10月14日付被告2に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IIIL	2003年10月14日付被告2に対する警告状のファクシミリ発送証
PK/TR-IV	2001年1月11日付被告3からの使用料6,000,000ルピアの請求に関するファクシミリ通信
PK/TR-IVd	2001年1月12日付原告から被告3への使用料6,000,000ルピアの振込証
PK/TR-IVe	2001年12月11日付被告3からの使用料6,000,000ルピアの請求に関するファクシミリ通信
PK/TR-IVh	2001年12月12日付原告から被告3への使用料6,000,000ルピアの振込証
PK/TR-IVi	2002年12月16日付被告3からの使用料10,000,000ルピアの請求に関する電子メール通信
PK/TR-IVL	2002年12月19日付原告から被告3への使用料10,000,000ルピアの振込証
PK/TR-IVn	2003年6月16日付原告から被告3への2002年分使用料56,049,276ルピアの請求書
PK/TR-IVq	2002年7月23日付原告から被告3への使用料56,049,276ルピアの振込証
PK/TR-Va	2002年11月3日Taman Sea Worldにおける著作権製品発売記念写真
PK/TR-Vb	2002年4月8日被告3社長Steven Yeoによる電子メール
PK/TR-Vc	2001年1月11日被告3からの原告に宛てた使用料6,000,000ルピア請求に関する電子メール
PK/TR-Vd	2002年10月28日被告3から原告宛の電子メール
PK/TR-Ve	2000年11月4日被告3社長署名によるボロブドゥール・ホテル・レストラン領収書

に保管されている当該製品の在庫品及び当該製品の製造に使用される物品。

j) 本訴訟の判決が実行されて債務が完全に解消されるまで、3被告共同で1日当たり25,000,000ルピアの遅延金を支払うことを求める。

### 3.3 原告が提出した主な証拠

これらの主張を裏付けるための証拠として原告側は被告3との間で交わされた契約書、著作権使用料請求・支払に関する通信記録、著作権製品の発売記念行事の記録等の証拠を提出した。そのうち主なものを表1に示す。

### 3.4 被告1及び被告2の反論

被告1及び被告2は、以下のような反論を行った。

a) 当該製品を頒布、複製、販売する権利を著作権者から得ているのは被告1の方である。被告1は、2003年6月23日に被告3との間で結んだホームビデオライセンス契約に基づき、当該製品の頒布、複製及び販売を独占的に行う権利を有する。

b) 2003年6月26日及び2003年10月8日付被告3から被告1に宛てた書簡により、被告1が

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

当該製品の著作権の専用実施権者であって、被告3と原告の間で交わされたライセンス契約の期間は2002年9月15日までである。

c) 被告3から原告に宛てた2003年10月20日付警告状No.678/TET-TT-HS/X/2003, 2003年10月27日付警告状No.679/TET-TT-HS/X/2003, 及び2003年10月30日付警告状No.700/TET-TT-HS/X/2003によると, 被告3は原告との間で契約期間が1999年9月16日から2002年9月15日までのライセンス契約を結んだ以外に契約期間が2000年11月1日から2003年10月31日までのライセンス契約に署名したことがない。

d) 原告は, 3被告の商業活動を妨害するためにこの訴訟を起しており, それは悪意に基づき, かつ真の専用実施権者の権利を侵害する行為である。

e) 被告1の被害は以下のとおりである。

- 1) 2003年10月1,000,000枚のVCDを販売する計画であったところ, 200,000枚しか販売できなかった。これによる差損は800,000枚×1,700ルピア=1,360,000,000ルピアである。
- 2) 2003年11月, 12月の販売計画は1ヶ月当たり1,000,000枚であり, これによる差損は2,000,000枚×1,700ルピア=3,400,000,000ルピアである。
- 3) よって, 被告1が蒙った被害は4,760,000,000ルピアであり, この被害額が賠償されていないことにより, 本訴訟の係属中(36ヶ月と想定)1ヶ月当たり1.5%の利息がかかるとして計算した利息合計は2,570,400,000ルピアである。

f) 被告2の被害は以下のとおりである。

- 1) 2003年10月, 4,000,000個の電池を販売する計画であったところ, 800,000個しか販売できなかった。これによる差損は3,200,000個×2,000ルピア=6,400,000,000

ルピアである。

- 2) 2003年11月, 12月の販売計画は, 2ヶ月で8,000,000個であった。これによる差損は8,000,000個×2,000ルピア=16,000,000,000ルピアである。

- 3) よって, 被告2が蒙った被害は22,400,000,000ルピアであり, この被害額が賠償されていないことにより, 本訴訟の係属中(36ヶ月と想定)1ヶ月当たり1.5%の利息がかかるとして計算した利息合計は12,096,000,000ルピアである。

g) 上記物質的被害のほか, 被告1及び2は, 原告によって独占権を冒されたことにより, 代理店や消費者からの評判や信頼を傷つけられただけでなく, 広い社会に対する信用に計り知れない損失を与えられた。これらの損失は, 被告1については5,000,000,000ルピア, 被告2については11,000,000,000ルピアと推定する。

h) 担保として以下の資産を明渡すことを求める。

- 1) Jalan Tanah Abang II, Nomor 63 Jakartaに所在する土地及び建物並びに建物内の設備
- 2) Jalan Rajawati Selatan Raya No. 10, Jakartaに所在する土地及び建物
- 3) Apartmen Lipp Condominium Tower C Lantai 11, Unit C-D, Jalan Garnisun Dalam 8, Jakartaに所在する2ユニットのマンション
- 4) 乗用車1台(ナンバーB5Y青色メルセデスベンツML320)  
乗用車1台(ナンバーB15EXシルバー色メルセデスベンツML320)  
乗用車1台(ナンバーB5FYホンダCRV)

i) 本訴訟の判決が実行されて債務が完全に解消されるまで, 原告は1日当たり25,000,000ルピアの遅延金を支払うことを求める。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

### 3. 5 被告3の主張

被告3は、以下のような主張を行った。

a) 2000年11月1日に被告3と原告との間で  
交わされたとされる契約書は偽物であって、こ  
の点についてはすでに首都警察に通報済みであ  
る。

b) 1999年9月17日に被告3は原告との間に  
漫画映画「The Adventure of Tintin」のイン  
ドネシアにおける複製、販売及び頒布に関する  
独占権を与える契約を結び、その契約期間は  
1999年9月16日から2002年9月15日までであ  
った。

c) 前記ライセンス契約後、被告3は検閲を  
受けるために当該漫画映画のオリジナルフィル  
ムを原告に与え、検閲終了後、原告はインド  
ネシア国内に頒布するためにVCDに複製したの  
であった。

d) 前記ライセンス契約は2002年9月16日に  
終了したが、その前に被告3は原告に対して直  
接前記ライセンス契約の延長について照会した  
ところ、原告はVCD販売があまり利益をもた  
らさないことを理由にライセンス契約の延長を  
希望しないと応答してきたので、2002年9月17  
日より当該ライセンスは被告3に戻された。

### 3. 6 商務裁判所の判断

これに対して、商務裁判所は原告側の主張を  
基本的に認める判決を下した。その理由は、以  
下のとおりである。

(1) 証拠PK/TR-Vによって、2002年11月3  
日に行われた著作権製品の発売記念事業に被告  
3が出席していること、またその前に同事業に

関連して原告と被告3との間で通信が交わされ  
ていることが証明されている。

(2) 証拠PK/TR-IVによって、2002年分の使  
用料がすでに支払われていることが証明されて  
いる。

これにより、3被告は原告の実損925,000,000  
ルピアを償うべきであると判決したが、利子に  
ついては月1%とした。また、物理的損害以外  
の信用に関する損害については証明が十分にさ  
れていないとして原告の要求を認めず、担保、  
遅延金についても前例なしを理由に要求を認め  
なかった。

## 4. むすび

従来インドネシアでは知的財産の権利行使と  
言えば、警察権力によって侵害品を没収し、侵  
害行為を止めさせるのが関の山であった。2000  
年以降の法改正により、インドネシアでも知的  
財産を侵害された者に対して損害賠償請求権を  
認める規定が設けられたが、強者が弱者の過ち  
を許すのが当然というインドネシアの社会風土  
の中で、これまで実際に知的財産の関係で損害  
賠償を命じた判例が存在しなかった。

そのような中で、本事例のような判決が出さ  
れたことは、画期的な変化であり、インドネシ  
アにおける知的財産保護意識の高まりを示すも  
のと言えるであろう。

なお、本稿以外にインドネシアの知的財産情  
報の入手をご希望の方は、次のウェブサイトをご  
参照下さい。<http://www.hakindah.co.jp/>

(原稿受領日 2004年7月29日)